

「東アジアにおけるポストコロニアリズム」研究会
遺骨返還運動による琉球の脱植民地化
一人としての尊厳回復を求めて

松島 泰勝

1 京大保管の琉球民族遺骨の「移管」が意味すること

「人骨資料」としての今帰仁村への遺骨「移管」

2025年5月21日、京都大学（以下、京大）から琉球民族の遺骨（少なくとも29体）が96年ぶりに故郷の今帰仁村に戻った。しかし、遺骨はダンボール箱に納められ、敬意が払われているとはいえないかたちで今帰仁村歴史文化センター収蔵庫に「移管」された。先祖の遺骨を「魂がないモノ」としてぞんざいに扱っており、琉球民族に対する侮辱である。本来、墓の中にあるべき遺骨がなぜ「返還」ではなく、研究を目的とした「移管」となったのだろうか。

1929年、京都帝国大学の金関丈夫助教授は、指導教授の命令、公的資金を得て百按司墓（沖縄島今帰仁村内にある北山国王統、第一尚氏の王族や貴族の墓）をはじめとする沖縄島各地から遺骨を盗んだ。沖縄県庁や沖縄県警の日本人幹部から「許可」を得ただけであり、遺族や地域住民から同意を取ろうともしなかった。1930年代、京都帝大の指導教授の命令で三宅宗悦講師も百按司墓を含む、奄美諸島、沖縄島から遺骨を盗掘した。1879年の琉球併合後に生じた日本人と琉球民族との不平等な関係性、帝国大学の権威を利用して、金関らは遺骨を盗んだ。研究者は植民地主義の担い手になり、日本帝国による植民地支配を学術的に正当化した。これを「学知の植民地主義」と呼ぶ。¹

2017年1月、私は琉球民族の遺骨が京大に保管されていることを知り、遺骨に関する質問をし、遺骨の「実見」を求めた。しかし「個別の問い合わせには応じない」と、私の要求は全て拒絶された。2018年12月、私は原告団長として遺骨返還を求めて京大を京都地方裁判所に提訴した。

2023年9月22日、琉球民族遺骨返還請求訴訟の大阪高裁控訴審の判決が出た。遺骨返還という原告の訴えは棄却されたが、日本の国家機関として初めて、「琉球民族が先住民族であること」、「琉球が大日本帝国による植民地支配を受けていた

こと」が事実認定された。これは判例となり、法的拘束力が生じる。判決文の付言では、先住民族の遺骨返還が世界的な潮流であり、遺骨は「故郷」に還るべきことも明記された。²

2024年12月、今帰仁村教育委員会と京大との間で「移管協議書」が締結され、「再埋葬」（実際は再風葬）をしないことを条件として移管することが決まった。今回、移管された遺骨は裁判で返還を求めた遺骨26体（実際は29体以上）であり、大阪高裁判決を受けて移管されたと言えよう。

もはや京大内では研究できない遺骨を今帰仁村歴史文化センターに移し、そこで研究をしようという京大や日本人類学会の意図が透けて見える。2019年7月、日本人類学会の篠田謙一会長は京大の山極壽一総長に対して「要望書」を送付、係争中の「人骨資料」を「日本国民共有の文化財」とし100年先も研究用として使うべきだと主張した。しかし、大阪高裁判決は同「要望書」に重きを置くことはできないと判示し、法的に否定された。

この「移管協議書」は、2019年3月に国立台湾大学から沖縄県教育委員会に移管された63体の琉球民族遺骨に関し、国立台湾大学、沖縄県教育委員会、今帰仁村教育委員会が締結した「協議書」を参考にしたのではないかと見られる。同「協議書」では、遺骨移管後、県内の施設での研究実施が明記されていた。「ニライ・カナイぬ会」は住民監査請求、情報公開請求訴訟を提起し、2023年9月の那覇地裁判決により盗掘地名の公開が命じられた。判決後、沖縄県教育委員会は、遺骨研究を行わず、その由来地に戻すことを決め、今帰仁村に21体の遺骨が移された。同年12月、訴訟団（原告団、弁護団、支援者団体）は今帰仁村立歴史文化センターに向向き、初めて骨神（遺骨）を拝見し、手を合わせることができた。

先住民族の遺骨返還は世界的な潮流である。1990年、米国で「先住民族の墓地保護・返還法（NAGPRA）」が制定された。これは米連邦政府機関、または連邦政府から資金を受けている機関の博物館が保管する先住民族の遺骨や副葬品を連邦政府の予算で返還させることを目的としている。米政府の内務長官は同法に従わない場合、民事罰を科すことができる。スミソニアン博物館など多くの博物館や大学から遺骨や副葬品が返還された。その他、大英博物館、オーストラリア国立博物館、英エジンバラ大学からも先住民族の遺骨返還が行われている。「先住民族の権利に関する国連連言」（2007年）第12条【宗教的伝統と慣習の権利、遺骨の返還】でも先住民族の遺骨返還が明記されている。

生物人類学者が、遺骨を研究する前に、遺族や地域の人々に面談し、研究内容

について説明して研究実施に関する同意を得るというインフォームドコンセントが不可欠である。世界的に、先住民族、黒人、旧植民地のマイノリティの遺骨に対して差別的で、優生学的な「人種差別研究」が行われてきた。その反省に立って研究倫理が厳しく求められ、遺骨返還が今日の世界のスタンダードになっている。

2023年、米国人類学会（会員数は約1万2千人で世界最大の人類学会）の「遺骨の倫理的取り扱いに関する委員会」が世界各地でヒアリング調査を実施した。同年7月には北海道と琉球において調査が実施され、百按司墓での現場検証も行われた。翌24年6月に公表された総括報告書の表紙には百按司墓の写真が採用された。米国人類学会が、日本人類学会に対して遺骨の取り扱いに関するヒアリングを求めたところ、日本人類学会は同要請を拒絶した。同学会（前身の「東京人類学会」）は、1903年に大阪天王寺で開催された学術人類館の企画、運営にも大きく関与した。日本人類学会は現在まで学術人類館事件について総括、謝罪を行っていない。

同年11月、米フロリダ州で開催された米国人類学会大会において、私は京大による琉球民族遺骨盗掘問題について学会発表を行った。また、2022年7月、私はスイス・ジュネーブにある国連欧州本部で開催された「国連先住民族の権利に関する専門家機構」会議に参加し、本問題を世界の先住民族、各国政府、国連関係者に訴えた。

米国人類学会が2024年に公表した総括報告書には次のような記載がある。「研究の自由は『無制限なアクセス』と同義語ではない。研究者、教育者、博物館の学芸員は、遺骨が敬意を持って扱われているかどうか心配しているその子孫に対して責任がある」。³「過去において個人、コミュニティ、政府機関から得られた許可に基づいて遺骨収集が実施された場合、現代の倫理基準との比較を念頭において、過去の同意を定期的に再点検しなければならない。子孫コミュニティ、文化系列集団、ケアをする地縁コミュニティから現代的な『再同意 (re-consent)』を得る努力を尽くさなければならない。博物館や学会は、遺骨や返還に関する国内法や国際法、文化的慣習の変化を常に意識し続けなければならない。」⁴

京大研究者は移管された遺骨について遺族や地域住民からインフォームドコンセントを得ていない。研究倫理に基づかない研究はジャーナル（学術雑誌）に掲載できない。京大研究者が琉球民族遺骨を研究した場合に予想される国内外から批判を回避するために今帰仁村教育委員会に遺骨を移管したのであろう。

京大は法廷において遺骨の保管権原を示すことができなかったのであり、今帰

仁村教育委員会に対して「再風葬」を禁じることはできない。大阪高裁判決において裁判官は京大に対して原告と対話するよう求めたが、移管に関する協議の場から原告を排除した。遺族、原告を排除した「移管協議書」は無効であり、当事者を含めた三者間の協議を行うべきである。盗掘される前は遺骨であったが、京大に96年間保管されたら「学術資料」になるのだろうか。遺骨はあくまで遺骨である。京大は、先祖の遺骨をモノとして扱っており、これは琉球民族に対する差別である。

京大は裁判において当該遺骨の大部分は金関丈夫が「収集」し、一部は三宅宗悦が「収集」したと証言した。京大は、金関の『琉球民俗誌』の記述を根拠にして「当時としては適切な方法で収集」されたとも証言し、判決にも大きな影響を与えた。今回移管された遺骨は一体を除いて三宅が「収集」したものであると京大が述べているが、京大は裁判において偽証したことになる。三宅は「収集」過程に関する記録を残していない。金関、三宅どちらも遺族、地域住民から同意を得ていない。遺骨の個別特定ができないからインフォームドコンセント（十分な説明と同意）が不要であるとする京大側の主張は、国際的な研究倫理指針から大きく逸脱している。

琉球民族の先祖と子孫とを繋ぐ遺骨は「骨神」として墓に納められ、清明祭、十六日祭、今帰仁上り等で祭祀が行われきた。人骨を研究すれば今帰仁村教育委員会は、先祖に対する祭祀権、先祖の遺骨を返還させる権利、琉球民族の自己決定権を踏みにじることになる。そのような非倫理的な研究は国内外から大きな批判を招くだろう。琉球民族の先祖崇拝という慣習を守ることも教育委員会の社会的責務である。

2025年6月、京大はオーストラリアの先住民民族ヤウルとバーデイ・ジャウイの遺骨各一体を「再埋葬」の条件なしに返還した。これは琉球民族に対しても京大は無条件に遺骨を返還できることを示している。

「人骨資料返還ガイドライン」の問題性

2025年11月7日、京大はホームページ上において「京都大学における人骨資料の返還手続に関するガイドライン」を発表した。本ガイドラインの趣旨は、琉球民族遺骨106体、奄美人遺骨360体の返還を行うというものである。返還にあたり返還申請者は民法897条の「祭祀承継者」であることを証明する書類を提出し、京大側の審査を受けなければならない。全ての「人骨資料」は「個別特定」がで

きないので「返還」ではなく、「移管」になり、「移管」先は「地方公共団体等公共的団体」になるという。同年11月13日、私は、この「公共的団体」にニライ・カナイぬ会も適応すると考え、ニライ・カナイぬ会の共同代表として、全琉球民族遺骨106体の移管を求める申請書を京大に送付した。同年12月2日、京大が想定している移管先は「地方公共団体、独立行政法人」とし、本会には移管しない趣旨の「回答」が届いたので、次のような「抗議文」を送った。

1 「京都大学における人骨資料の返還手続きに関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）に基づいて琉球民族遺骨の移管を申請したにも関わらず、移管先とは認められない趣旨の「回答」は到底、受け入れない。

『公共的団体』とは、添付資料の鳥取県、福井市の行政文書等で規定されているように、法人格の有無を問わず、青年団、自治会、コミュニティ組織、NPO法人等、公共的な活動を営む団体の総称である。今回の遺骨返還について言えば、琉球の親族組織である門中団体、遺骨返還活動をしている我々のような団体も公共的団体に含まれる。

『ガイドライン』では「当該人骨資料の由来地である地方公共団体等公共的団体から当該人骨資料の移管の要請があった場合は、このガイドラインを踏まえ、適宜、協議に応じる」と書かれている。しかし『回答』の中では、『由来地を管轄する地方公共団体において適切に管理するため、当該地方公共団体から移管の要請があれば、適宜、協議に応じる旨を定めたものです。また、当該地方公共団体から、当該人骨資料の適切な管理能力を有することを前提に移管について正式な委託を受けるなど、当該地方公共団体と同視できる公共的団体とは、同様に、適宜、協議に応じることとしたものです』、『独立行政法人等を想定しております』のように移管にあたり新たな条件が出されている。つまり、『回答』では『地方公共団体』、『独立行政法人』に移管先を限定し、そこが『適切に管理する』という追加的な説明がなされている。『ガイドライン』では『移管』の目的として『適切な管理』『研究』等は記載されていない。

貴学のホームページ上では琉球民族遺骨の返還を進める意思を決定した姿勢を示している。しかし遺骨の移管を申請すると、『公共的団体』について京大独自の解釈を行い、移管に関する新たな条件を付け加えている。これは京大が市民社会に対する『約束』を破ったことを意味する。京大の本来の目的は遺骨「研究」を継続して行うことであることが『回答』の内容から明らかである。これは、先住

民族の遺骨返還を進めている国際的潮流とは大きく反した行為であると言える。国際的潮流とは、『遺骨』として元の場所つまり墓に返還する、そして遺骨盗掘・保管の説明をし、謝罪をすることである。

2 琉球民族遺骨返還に至った経緯を説明し、謝罪すべきである。

なぜ今、遺骨を返還（墓へ返還）、移管（管理の移動）することを決めたのか。『ガイドライン』において京大は、琉球民族遺骨を、祭祀を行う対象であることを認めた。つまりモノとしての『人骨』から、祭祀の対象としての『遺骨』に認識が変化した理由も説明してもらいたい。おそらく世界的な遺骨返還の潮流を京大が意識したからであろう。昨年以降、東大からアイヌ民族、ハワイや豪州の先住民族の遺骨が返還され、謝罪も行われた。京大からも豪州の先住民族の遺骨が返還され、今年10月にはアイヌ民族の遺骨が釧路アイヌ協会に地域返還された。なお釧路アイヌ協会は、地方公共団体でも独立行政法人でもない。2017年4月から琉球民族遺骨返還を求めて運動し、訴訟してきた私たちとは対話をせず、今回の返還・移管についても連絡がなかった。

3 遺骨の個別特定をできなくした京大研究者の責任について説明し、謝罪すべきである。

貴学は、『ガイドライン』において、『個人が特定できる』ことを返還の条件としている。しかし、京都帝国大学の金関丈夫助教授、三宅宗悦講師等が遺骨を盗掘する前は、遺骨を納める厨子甕、木棺等に遺骨の『個人が特定できる』氏名、死亡年月日等が記載されていた可能性が高く、盗掘行為によって遺骨となった琉球民族が誰なのかが不明になったのである。例えば、1929年、金関助教授が中城城のガマの中に安置されていた厨子甕から奪った2体分の遺骨は『比嘉さん』母子であることが甕蓋の墨書から分かっている。（金関丈夫『琉球民俗誌』法政大学出版社）遺骨の『個人特定』ができなくなった事態を貴学の研究者が引き起こしたことに対する謝罪を求める。

4 日本民族の祭祀承継者概念を琉球民族に適応することの問題性についての説明を求める。

琉球民族と日本民族では祭祀を主宰する方法、プロセス、葬制において大きな違いがある。骨神信仰、門中制度を土台とする琉球民族に対して、日本民族の慣習を基準にして返還を決定しようとしている。つまり琉球民族が日本民族に同化しているかどうかを返還の条件にしているのである。これは京大による琉球民族

同化政策であると言える。

5 琉球各地から金関助教授や三宅講師によって盗掘された琉球民族遺骨を違法に保管し、研究していた京大が、遺骨の返還や移管の諾否を決定するというプロセスの問題性についての説明を求める。

6 京大による琉球民族差別に対する謝罪を求める。

『ガイドライン』において、『アイヌ遺骨』のように、アイヌ民族の場合は『遺骨』と記載している。しかし、琉球民族の遺骨は、『人骨資料』として表記されている。つまりモノとして先祖の遺骨が貶められている。遺骨となった先祖だけでなく、先祖を思慕し続ける我々子孫に対しても京大は侮辱、差別している。京大は、祭祀の対象として琉球民族の遺骨を認識しながら、なぜ、その表記は、モノとしての『人骨資料』のままなのか。今後も琉球民族の遺骨を研究したいという研究者の『我欲』の現れではないのか。

7 先住民族の遺骨返還権を無視した京大の国際人権法違反に強く抗議する。

2023年の大阪高裁判決において、琉球民族が先住民族であることが事実認定され、付言において先住民族の遺骨が元の墓に戻ることを望ましいと明記された。1996年以来今日まで、100人以上の琉球民族が先住民族として国連の各種委員会に参加してきた。国連の各種委員会はこれまで6回、琉球民族が先住民族であることを認めることを日本政府に勧告してきた。2007年に国連総会で採択された『先住民族の権利に関する国連宣言』第12条では先住民族の遺骨返還権が明記されている。京大が琉球民族の遺骨を移管・返還しないことは国際人権法違反になる。

8 琉球民族遺骨全ての移管を強く求める。

106体の遺骨を、ニライ・カナイぬ会が所有する琉球式破風墓に移管し、その後、本部町、南城市、那覇市、その他沖縄県内の墓地に返還する。京大も、『人の心』を持って琉球民族の『骨神信仰』を配慮し、自らの『研究』よりも『琉球民族の尊厳』に重きを置いてほしい。あくまで『研究』をしたいのならば、我々に説明を行い、同意を得なければならない。世界最大の人類学の学会であるアメリカ人類学会の『遺骨の倫理的取り扱いに関する委員会』が2024年にまとめた報告書にも、研究倫理、インフォームドコンセントに関する国際的な基準が明記されている。

京大も国際標準の研究倫理に従うべきである。今回、京大は国際的な研究倫理に反していると自覚した故に、琉球民族の遺骨・移管を決定したのであろう。そうであるならば、我々を排除して、移管を拒否することは止めてもらいたい。

2025年12月3日、私は京大内にある「京大記者クラブ」において、京大に対して上記の内容の抗議、全遺骨の移管を求める記者会見を行った。そして同月5日、私は衆議院議員会館内の赤嶺政賢事務所を訪問し、京大保管琉球民族遺骨の移管についても陳情を行った。同月9日、下記のようなメールを京都大学人骨資料返還・移管窓口から受け取った。

「先般、貴殿より2025年12月4日付『京都大学「回答」に対する抗議文』を受領しましたが、2025年11月13日付『琉球民族遺骨移管申請書』に関しましては、今月2日にお送りした回答書のとおりです。なお、回答書では、『京都大学における人骨資料の返還手続に関するガイドライン』第5項の趣旨及び内容について詳細を説明したものですので、回答書において同ガイドラインに記載のない新たな条件を付け加えるものではありません。その他のご意見、ご要望については、応じかねますので、ご了承ください。」

琉球民族遺骨を「人骨資料」として貶め、先祖の霊を祀る我々の権利を認めず、自らの研究を最優先に考える京大の姿勢は、私が遺骨返還運動を始めた2017年4月から全く変わっていない。今も止まない京大による琉球民族差別に屈服することなく、奪われた遺骨を元の墓に戻すことで琉球の脱植民地化を少しでも前に進めていきたい。

2 東大保管の琉球民族遺骨問題

鳥居龍蔵や笹森儀助による盗骨

琉球併合、日清戦争、韓国併合などにより日本が帝国を拡大した地域で、東京帝大の人類学者、鳥居龍蔵の姿があった。1897年に台湾の円山貝塚を調査した時に、鳥居はピストルを携帯した。多くの原住民族の遺骨を盗掘した。⁵鳥居のように「ピストルを携帯する研究者」が象徴しているのは、植民地における研究が侵略行為そのものになるということである。研究者が植民地で収集した遺骨、情報、モノはそのまま植民地政府による統治や日本軍による戦闘のための材料、戦術情報として利用された。

1904年7月、鳥居龍蔵は帝大生であった伊波普猷の案内で琉球調査をした。伊波は鳥居に対し、自分は近々琉球に帰省するが、ともに琉球に行き、人類学的調査をしてはどうかと提案した。『東京人類学会雑誌』にも、「鳥居理科大学助手には、今回東京帝国大学の命により琉球に出張せらるる事となり」⁶と記載され、鳥居は東京帝大の公務として琉球調査を行い、琉球民族の遺骨を盗掘した。

鳥居の日記『沖繩乃たび』には次のような記述がある。1904年7月8日早朝、「伊波が来訪しともに中城村にいった。中頭中城護佐丸城址に石棺が78個あった」。「土のB、Cから人骨多く採取す」。⁷同日記には、遺族から遺骨収集の了解を得たとの記述はない。鳥居は伊波普猷の案内、世話、「了解」があったので、ピストルを携帯せずに遺骨を盗掘することができたのであろう。

次のように、1929年、沖繩島の各墓地から琉球民族の遺骨を盗掘した京都帝大助教・金関丈夫は、鳥居が盗掘した遺骨について次のように書いている。「私は先年東京で、伊波普猷氏、松村瞭氏博士などからも、親しく同様の実見談を聞いたので、琉球人骨は集まるものと見込みをつけた。現に東京帝国大学人類学教室には、鳥居龍蔵博士が中城城下で採集した頭骨が十数個も所蔵されている」。⁸「城下の岩洞に『そうしのみ』と呼ぶものがある。『そうしのみ』の意味は不明であるが、中に夥しい人骨が散乱している。鳥居龍蔵が往年、東京帝大人類学教室に持ち帰った人骨も、ここに獲たものであるという」⁹

鳥居が盗掘した琉球民族の頭骨は、京都帝国大学医学部の足立文太郎教授が分析したことも知られている。¹⁰

鳥居は琉球において遺骨を盗掘するだけでなく、御物城¹¹から中国製青磁片を収集した。沖繩師範学校、沖繩高等女学校の男女生徒の皮膚の色を調査したが、その際、鳥居は自らの調査のために伊波普猷を助手として使った。また琉球の男女、ノロ¹²、百按司墓、浦添ようどれ¹³等の写真を撮影し、歌謡、神言等を録音した。

墓からの遺骨盗掘は、旧刑法において「墳墓発掘罪」として処罰の対象になった。しかし鳥居が処罰されなかったのは、1879年以降、琉球が日本の植民地になり、「日本人研究者」が遺骨を盗掘しても処罰されない場所になったこと、そして伊波普猷が帝大生という権威を使って鳥居を案内し、遺骨盗掘を「了解」したからであると言える。

「琉球與那國島岩洞中ノ頭蓋」という論文がある。著者の足立文太郎は1894年に東京帝国大学医科大学を卒業後、小金井良精教授解剖学教室の助手になった。その後足立は、第三高等学校医学部講師を経て、1904年に京都帝国大学医科大学

解剖学の教授に就任した。同論文には次のような記述がある。「(笹森儀助の報告により)與那國島平久保村字河原濱ノ岩洞中ニ人骨ノ数多アルコトヲ知りタリ。(中略)笹森氏ハ(中略)平久保村ノ頭蓋一個ヲ得テ之ヲ理科大学人類学教室ニ携へ来リ之ガ鑑定ヲ望マレタリ(中略)同教室教授坪井正五郎氏ノ余ヲシテ之ヲ調査セシメタルコト、恩師医科大学教授小金井博士ノ之ニ向ツテ種々便宜ヲ與ヘラレタルコト、及び笹森氏ノ研究ニ向ツテ好材料ヲ送ラレタルハ共ニ深謝スル処ナリ」¹⁴

笹森が与那国島から遺骨を持ち出し、東京帝大人類学教室に鑑定を頼んだことがわかる。琉球民族を見世物にした学術人類館の企画、運営に深く関わった坪井正五郎が足立に人骨調査をさせた。

しかし「平久保」は与那国島ではなく、石垣島に存在する。笹森は1893年5月から琉球の島々を探検したが、『南嶋探検』の「石垣島再訪」の章には次のような記述がある。「平久保村地内、字河原浜ニ至ル。大和墓、八嶋墓共云フ標木アリ。十歩ニシテ岩窟ノ間ニ人骨アリ。(中略)一洞僅カニ完全髑髏二個アルアリ。伝ヘ云フ。往昔、平氏壇ノ浦ニ敗レ、後チ逃レテ此ニ上陸ス。コレハ即チ其遺骨ナリト。側ニ髑髏一個ト、刳木箱、丈ケ四尺位、巾方尺余、半ハ土砂ヲ覆ヒ納骨棺ナルヲ疑フ。其一片ヲ拉キ携フ。」¹⁵ 笹森に同行した巡查が、島の住民がこの骨を見て村に帰ると発狂し、死亡したと言い、骨は持ち帰らないようにと忠告した。しかし笹森は次のように反論した。「平氏忠義士ノ遺骨ニシテ、世上ニ表旌セラレス、空シク恨ヲ此荒野ニ呑ミ千載不祀ノ鬼トナル。余是ヲ携ヘ帰京ノ上、大学学士ノ判定ヲ請ヒ、弥々平氏ノ遺骨ニ決定セハ、一社ヲ建テテ之ヲ祀ラントノ精神ナリ」¹⁶ つまり、平家落人の遺骨であるに違いなく、鑑定をさせ、それが判明すれば島に持ち帰り社を建立すると述べた。笹森は石垣島の平久保から遺骨を盗掘したにもかかわらず、足立は与那国島の遺骨と間違えて論文を記述したことになる。

笹森が遺骨を盗掘して村に持って帰ると村の人々が集まり、「土人人骨ヲ見テ神トナス。故ニ之ヲ手ニスルヲ恐ルル甚シ」¹⁷ という反応であった。村人は遺骨を「骨神」として崇敬しており、遺骨持ち出しを了解したのではなかった。

足立は、同遺骨は数百年前のものではなく、「日本人」の頭骨とも相違し、平家落人の遺骨ではないとの結論を下した。笹森が遺骨を石垣島に戻したという記録はない。今も東京大学で保管されている可能性が高い。

足立は論文の最後を次の言葉で結んでいる。「他日琉球人並ニ其群島ニ放棄セラレタル頭蓋ニ就テ研究ヲ得ルノ機ニ讓ラント欲スルナリ」。¹⁸ 石垣島遺骨研究から33年後、足立は自らの弟子、金関丈夫に命じて沖縄島各地から遺骨を盗掘させた。

東大による琉球民族差別

2025年7月、琉球人遺骨返還を求める会・関東、東大遺骨返還プロジェクトのメンバーと東京大学総合研究博物館を視察した。琉球民族を見世物にした学術人類館の企画、運営に深く関与した坪井正五郎のコーナーがあった。同博物館内の坪井のコーナーの説明文にはその功績を称える言葉はあっても、「学術人類館事件」への東大としての説明、謝罪の言葉はなかった。

同博物館の壁に次のような言葉が大書されていた。「無限の遺体 遺体は、体の機能、進化の歴史、そして地球の姿を示す重要な学術資料である。骨や剥製や化石として博物館が集め続ける知は、命と、それを育んだ長い時間を物語る。遺体の無目的な枚举こそ、博物館の本質であろう。そしてそこに理を与えるのは、学者の好奇心である。」

ここには遺族、差別されてきた人々に対する配慮は微塵も感じられない。学者の好奇心に突き動かされた遺骨研究が特権化された言葉の羅列だ。

次に医学部の建物を訪れ、小金井良精が頭蓋骨を計測している銅像を見た。小金井はアイヌ民族の墓地からその遺骨を盗掘したことで知られている。笹森儀助が石垣島から盗掘した琉球民族遺骨の計測調査にも関与した。2024年、小金井がハワイから得た先住民族の遺骨10体が返還され、25年1月、オアフ島で遺骨の再埋葬式が挙行された。

東京帝国大学において人類学教室を主催し、東京人類学会（現在の日本人類学会）の中心的な創設メンバーとなったのが坪井正五郎である。坪井は1903年に大阪・天王寺に設置された学術人類館の企画、運営に深く関わった。坪井は人類館に東大所蔵の「世界人種地図」、「土俗品（「アイヌ日用品、支那文物、韓国文物、台湾蛮人日用品、アメリカ土人煙管）」を提供した。「博覧会と人類学」と題する講演をし、弟子たちに館内で人類学調査させた。坪井の数々の関与により、人類館は「学術人類館」と名称を変更され、博覧会本部から補助金が提供される協賛事業となった。

学術人類館は、日本帝国の統治下におかれた民族そのものを「陳列」し、社会進化上の「野蛮・未開」の段階に位置付けた。その陳列を通じて、「日本人」が「文明・開化」側にいることを「日本人」入館者に自覚させようとした。人類学者は日本帝国内の不平等な関係性を配慮することなく、その不平等な「政治的力学」を利用して、研究資料・標本を収集（盗掘）した。この政治的力学と学知は相互に緊密に結びついて日本帝国主義を補強した。学術人類館事件の本質的問題性とは、社会進化論の中に琉球民族を「野蛮」として位置付け、人種差別を可視化し、

学知が琉球に対する帝国主義支配を正当化したことにある。それは「日本人」を頂点とする社会進化論であり、同化を果てしなく促し、琉球民族を支配するイデオロギーである。学術人類館は琉球民族の異質性を際出させることで、「見世物にされなくなかったら、同化しろ」と社会的圧力をかける空間となった。

現在の日本人類学会の主要な研究テーマは「日本人起源論」である。琉球民族が「日本人」とどれほど近いのか。「日本人」そのものなのかを証明することを目的としている。琉球民族が「日本人」であれば、琉球民族が住んできた琉球列島も「日本固有の領土」になり、日本政府の地政学的な欲望もみだされるであろう。

沖縄島から「発見」された港川人の遺骨も奪われている。琉球民族の大山盛保が1970年に港川人の1～4号遺骨を、旧石器時代の墓地であった港川フィッシャーから発見した。国立科学博物館では、「最初の日本人は、どのような人たちで、どこから来たのだろうか。」という言葉で、港川人1号が紹介されている。また、「祖先たちの素顔」として港川人2号の頭骨が説明されている。「歴史を旅する日本人」と題された人形展示コーナーでは「先祖の暮らしは、質素な放浪性の狩猟採取生活から始まった」との解説文のもと、腰蓑をつけ、上半身は裸の港川人男女の人形が展示されている。隣の縄文人人形は男女とも着衣している。琉球で発見された港川人が「日本人」の祖先として、つまり「日本人」として位置付けられている。

港川人の遺骨を研究した東大の埴原和郎が提唱する「二重構造論」によると、「日本人」は「弥生系日本人」と「縄文系日本人」に分類でき、琉球民族とアイヌ民族は後者に含まれる。琉球民族とアイヌ民族は独自の民族であるにもかかわらず、「日本人」にさせられている。

1968年に那覇市山下町の第一洞穴において、6～7歳の子供の大腿骨と脛骨が発見された。それは3万6千年程前の骨とされ、「日本最古の骨」と言われている。鈴木尚を中心とする東大の研究者が調査を行い、現在、港川人1号、2号とともに東大総合研究博物館が保管している。

港川人や山下洞人が「日本人」の祖先であると主張できるのは、琉球併合によって琉球が日本の植民地になり、東大で港川人、山下洞人が「日本人」研究者によって研究され、現在もその遺骨の重要部分を東大が保管しているからである。

大山盛保のフィールドノートには「1971年1月10日、東大鈴木教授人骨化石持帰る、東京大学へ（六体分）」¹⁹と記載されている。大山が港川人の遺骨を東大に「譲渡、賃借した」との文言はなく「持帰る」と記されている。大山は遺骨返還を求めたが、東大は1981年に港川人の頭骨レプリカを送付しただけだった。港

川人遺骨の返還は沖縄県議会でも議論になった。大山が死亡した後も、大山の長男やその関係者も返還希望の声を発し続けた。

最初、鈴木尚教授は返還に反対していたが、保管研究施設と常勤専門家の確保を条件として移管を了承した。2005年、山内彰・沖縄県教育長と、諏訪元・東大総合研究博物館助教授、馬場悠男・国立科学博物館人類研究部長との間で「港川人骨の分担管理に関する覚書」が交わされた。覚書において、全身骨がほぼ揃った1号骨や2号骨は東大総合研究博物館で、いくつかの重要な部位の骨が欠けた3号骨と4号骨は沖縄県立博物館・美術館で管理することになった。諏訪助教授の強い意向で、沖縄県立博物館・美術館に東大研究者2人のポストが確保させられた。²⁰

東大も琉球民族遺骨の保管を認める

2025年10月21日、上村英明・衆議院議員が「東京大学における琉球人遺骨の保管状況等に関する質問主意書」を提出した。同月31日、日本政府は「大学に保管されている遺骨の管理及び取扱いについては、一義的には、遺骨を保管している大学において適切に対応されるべきものと考えており、『東京大学による琉球人遺骨の保管状況の把握及び返還に向けた手続の支援等』を行う予定はない」と回答した。これは政府による植民地責任の回避であると言える。

2025年12月1日、赤嶺政賢・衆議院議員が文部科学省に照会した「東京大学内に保管されている御遺骨について」に関する9つの質問に対する回答が届いた。ここでも日本政府は「大学に保管されている御遺骨等については、その入手経緯や権利関係はそれぞれ異なっているものと認識しており、一義的には、各大学において個別に検討し、対応していただくべきものと考えています。」と答え、自らの責任を放棄した。東京大学からは次のような回答があった。

「東京大学において設置した遺骨返還等タスクフォースは、原則として各国の政府が先住民族として認めている民族の遺骨等を対象としております。しかしながら、京都大学における今帰仁村への人骨移管の状況については報道で把握しており、本学としても沖縄県を由来とする人骨に関する課題については認識しております。そのため、本学としては、沖縄県を由来とする人骨についても先住民族の御遺骨と同様、現在、学内における保有の状況等について調査を進めているところですが、保管期間が長期に及んでいることから、記録が不十分な場合があります、精査に時間を要する見込みです。調査の過程や対応状況等の必要な情報について

は可能なものから順次公表し、本学として 誠意をもって対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。なお、4つ目の質問についてですが、本学が保有する法人文書に対する情報開示請求への開示決定のため、法人文書を確認し、『請求にかかる法人文書は保有しておらず不存在』との開示決定を行っております。』

東大は、アイヌ民族の遺骨を「先住民族の御遺骨」と呼び、琉球民族の遺骨は「沖縄県を由来とする人骨」と明確に区別している。琉球民族の遺骨は、モノとしての「人骨」でしかないと明言しており、琉球民族に対する差別である。また、国連の人種差別撤廃委員会、自由権規約委員会、人権理事会などによる琉球先住民族勧告、大阪高裁による琉球先住民族の事実認定が行われているにも関わらず、琉球民族は先住民族ではないと認識し、返還の対象ではないとしている。ILO169号条約によれば、先住民族とは、植民地において生きる独自の歴史や文化を有した人々である。東大は琉球先住民族の存在を否定し、琉球が日本の植民地にされたという歴史的事実をも葬り去ろうとしている。

2025年6月30日、私は東京大学情報公開室に対して「琉球人（沖縄人）の人骨標本番号が記された東大法人文書の全て」の開示を求める「請求書」を送付した。その後、私は「不開示決定通知書」を受け取った。次のような理由で不開示とされた。「請求にかかる法人文書は保有しておらず不存在。（法第2条第2項第3号により、歴史的若しくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別な管理がされているものは、法人文書に該当しない）。盗掘された遺骨であっても、研究者が「学術研究用の資料として特別な管理」下におけばその情報を公開しなくても済むということになる。

2017年に私は京大に対して「人骨標本番号が記された京大法人文書の全て」の開示を求めた。その結果、人骨標本番号1番から750番の「人骨標本台帳」が開示された。「人骨標本台帳」も「歴史的若しくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別な管理がなされているもの」であるが、開示された。

2025年7月14日、北海道の白老にある民族共生象徴空間（ウポポイ）の慰霊施設に安置されていたアイヌ民族の遺骨19体、副葬品が小樽のアイヌ民族等の団体「インカルシベの会」に返還された。東大総務部の麻生亘部長は返還式典で、「研究のために収集し、保管した一連のことがアイヌ民族の方々のご意向に寄り添うことなく行われた」「アイヌ民族の方々の尊厳を傷つけたことは誠に申し訳なく、深くおわび申し上げます」と東大として初めて謝罪した。19体のうち16体は、小

金井良精が小樽市住ノ江地区の墓地から持ち去った遺骨である。²¹ 小金井は1888年7月13日付日記に次のように書き残している。「墓地に到る盛に掘り居る頭骨全備のもの六個不元全のもの數個及び小供のもの等を得る」²²

東大はハワイや豪州の先住民族遺骨、アイヌ民族の遺骨を返還し、謝罪もしているが、琉球民族に対しては遺骨情報さえ開示しようとしなかった。このような対応はダブルスタンダードであり、琉球民族差別である。

私は、2025年6月から海部陽介・東大総合研究博物館教授／日本人類学会会長に対して鳥居龍蔵や笹森儀助が盗掘した琉球民族遺骨に関する情報提供と、本件に関する「対話」を求める活動を始めた。それから半年が過ぎた、同年12月12日、東大は同校ウェブサイト上で「東京大学が保管している沖縄県由来の人骨について報告書」を公表した。頭蓋骨31体、その他の遺骨数体の保管を初めて認めた。報告書には、遺骨「収集（盗掘）」過程に関する調査結果が記述されていたが、その返還、移管については全く言及されていない。先住民族に対しては「遺骨」という言葉を使いつつ、私たち琉球先住民族の遺骨は「沖縄県由来の人骨」つまり研究対象の物として貶めている。

京大、東大に対する琉球民族遺骨返還運動は史上初めてのことである。このような脱植民地化運動を通じて、植民者がどのように琉球民族を認識し、研究し、その植民地主義を強化してきたのかを明らかにしてきた。奪った遺骨に関する情報を公開しない、遺骨を返さない、そして日琉同祖論に基づいた遺骨研究により琉球民族を「日本人」に同化するという一連の「学知の植民地主義」から琉球民族は解放されなければならない。それにより琉球民族は人間としての尊厳を回復することができるのである。

〈註〉

- 1 琉球民族遺骨問題については下記の文献を参照されたい。松島泰勝『琉球 奪われた骨—遺骨に刻まれた植民地主義』岩波書店、2018年、松島泰勝・木村朗編著『大学による盗骨—研究利用され続ける琉球人・アイヌ遺骨』耕文社、2019年、松島泰勝・山内小夜子編著『京大よ、還せ—琉球人遺骨は訴える』耕文社、2020年、松島泰勝『学知の帝国主義—琉球人遺骨問題から考える近代日本のアジア認識』明石書店、2023年。
- 2 裁判の記録・考察については、松島泰勝・伊佐眞一他編著『取り戻さな！我した琉球先祖ぬ骨神—琉球民族脱植民地化闘争の記録：京大遺骨返還訴訟／沖縄県情報公開訴訟』琉球館、2025年、を参照されたい。
- 3 American Anthropological Association The Commission for the Ethical Treatment of Human

- Remains, *Final Report, June 2024*, P.31. (松島訳)
- 4 Ibid., P.37. (松島訳)
 - 5 坂詰秀一『太平洋戦争と考古学』吉川弘文館、1997年、145~146頁。
 - 6 「鳥居龍蔵君の琉球行」(『東京人類学会雑誌』第19巻第218号、1904年)、370頁。
 - 7 鳥居龍蔵『沖繩乃たびー』(https://adeac.jp/tokushima-bunkanomori/viewer/mp/000070-200060/TMM_007/2025年12月9日確認)
 - 8 金関丈夫『琉球民俗誌』法政大学出版部、184頁。
 - 9 同上書、256~257頁。
 - 10 金関丈夫の弟子の許鴻梁による博士号申請論文「琉球人頭骨の人類学的研究」1948年、227頁による。
 - 11 琉球国時代に建造された諸外国との交易品を所蔵した倉庫。現在も米軍基地「那覇軍港」内にその遺構を見ることができる。
 - 12 琉球における女性神職者。
 - 13 琉球の中山国の英祖王や、1609年に薩摩藩に琉球国が侵略された時の国王、尚寧王が葬られた墓地。
 - 14 足立文太郎「琉球與那國鳥岩洞中ノ頭蓋」(『東京人類学会雑誌』第114号、1895年)466~467頁。(旧漢字を新漢字にした)
 - 15 笹森義助『南嶋探検2』平凡社、1983年、26頁。
 - 16 同上書、26頁。
 - 17 同上書、26頁。
 - 18 足立前掲論文、476頁。
 - 19 大山盛保生誕100年記念誌刊行会編『通いつづけた日々—港川人の発見者大山盛保生誕100年記念』OK運輸合資会社、2012年、11頁。
 - 20 馬場悠男「大山盛保さんの思い出」(大山盛保生誕100年記念誌刊行会編同上書)、58頁。
 - 21 『北海道新聞』2025年7月15日
 - 22 『小金井良精日記 明治編 1883—1899』クレス出版、2016年、202頁